

未来塾

●募集定員 先着 150名 ●受講料 2,000円/人

受講者
募集!

第1回 12月1日(金) ▶13:30~ 会場 サンマリエフジイ (さぬき市志度 1233-1)



●テーマ
「一触即発の朝鮮半島情勢の行方-日本に危機は?」
●講師
コリア・レポート編集長 辺 真一氏

●テーマ
「人の嫌がる仕事が技術を育てる」
●講師
ヒロポー(株)代表取締役会長 松坂晃太郎氏



●お申込み・お問い合わせは、さぬき市商工会 ☎ 087-894-3888



11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

Sマーク 標準営業約款制度

標準営業約款制度(厚生労働大臣認可)は法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。約款に従って営業することを登録した「理容店」・「美容店」・「クリーニング店」・「めん類飲食店」・「一般飲食店」では、「安全」・「安心」・「清潔」を約束する信頼できるお店です。

問い合わせ先

(公益財団法人) 香川県生活衛生営業指導センター

〒760-0018 高松市天神前6番34号村瀬ビル3階 TEL 087-862-3334
URL <http://www.seiei.or.jp/kagawa/>

Safety

安全であること

Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

Standard

安心であること

Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

Sanitation

清潔であること

Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

旅行サービス手配業(ランドオペレータ)登録制度の概要

~旅行サービス手配業(ランドオペレータ)登録制度がスタートします~

- 改正旅行業法の施行日(平成30年1月4日)以降、登録をせずに旅行サービス手配業の営業活動を行うと、無登録営業として、法律により処分されます。(旅行業法第74条)
- 登録手続は、改正旅行業法の施行前からはじめることができますので、お早めに手続きください。
- 香川県に主たる営業所のある旅行サービス手配業者の方の登録の申請先は香川県となります。登録に係る必要な書類等をお送りしますので、事前に電話でご連絡をください。

香川県交流推進部交流推進課旅行業担当

TEL:087-832-3389 FAX:087-835-5210
電子メール: kouryu@pref.kagawa.lg.jp

*旅行サービス手配業とは?

旅行サービス手配業とは、報酬を得て、旅行者(外国旅行者を含む)の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次(取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く)を行うことです。

- (1) 旅行サービス手配業を営もうとする者は、旅行サービス手配業を行う主たる営業所の所在地を管轄する知事の登録を受ける必要がある。(旅行業法第23条)
- (2) 旅行サービス手配業の登録を受けようとする者は、申請書その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。(旅行業法第24条)

くらしに活かせる



これは主に家庭で使用する体重計、乳幼児用体重計、調理用はかり等の計量器で、国が定めた製造上の技術基準に適合したものに付けることができるマークです。ただし、家庭用計量器は取引証明には使用できません。

〈家庭用計量器の例〉



ひょう量が20kgを超え、200kg以下の体重計(健康診断書作成等には使えません。)



ひょう量が20kg以下の乳幼児用体重計(乳児健診には使えません。)



ひょう量が3kg以下の調理用はかり(量り売りには使えません。)

*ひょう量: 計量できる最大の能力

問い合わせ先/ 香川県計量検定所 TEL:087-881-2517
e-mail: kagawa-keiryuu@pref.kagawa.lg.jp

香川の伝統的工芸品展



◆会期

平成29年11月14日(火)~11月19日(日)
午前10時~午後7時

◆会場 高松三越 新館5階催物会場

(高松市内町7-1)

◆問合せ先 香川県商工労働部経営支援課

tel: 087-832-3342

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/>

入場
無料